

令和 7 年度

山田大池潰廃工事

特 別 仕 様 書

大阪府 太子町

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

1. この特別仕様書は大阪府太子町が実施する山田大池潰廃工事に適用する。
2. 本工事の施工に当たっては、大阪府環境農林水産部制定「土木工事等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）」に基づき実施するものとするが、共通仕様書と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書が優先する。

なお、共通仕様書は大阪府環境農林水産部のウェブページ（下記参照）に掲載している。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kannosomu/nyusatu_jyoho/gi_jyutsu-jyouhou.html)

第 2 条 工事内容

1. 工事場所 南河内郡太子町大字山田地内（位置図参照）
2. 工事概要 （入札公告等と同じ内容）

第 3 条 施工計画書

1. 受注者は共通仕様書第 1－5 条の規定に基づき、契約締結後 30 日以内かつ工事着手前に施工計画書を提出しなければならない。なお、工種により計画書作成に日時を要する場合は、監督職員と協議する。

第 4 条 工事の下請負及び施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び下記事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
 - ①安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - ②監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
 - ③一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

第 5 条 不当介入に対する報告等

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- 2 報告は、不当介入報告書により、速やかに、甲及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。

第 6 条 施工方法等

1. 契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、本工事では、下記工種は任意仮設とし、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

土工（掘削工、盛土工、作業土工、残土処理工、法面整形工）型枠、水替工

2. 任意仮設の各工種について、設計図書と定めている「金抜設計書」に記載されている「建設機械等の機種名称・規格等」及び「各々の工種ごとに設定した工法」は、この特別仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとする。

また、任意仮設の各工種の「数量欄」に「数量」を記載しているが、この特別仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとし、原則として設計変更の対象とならない。

第 7 条 設計図書の照査等

1. 受注者は共通仕様書第 1－3 条の規定に基づき、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

第 8 条 工事中の安全確保

1. 工事中における民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. 掘削（床掘）法面において、関係機関との打合せ等により危険防止の安全対策等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
3. 工事の安全パトロールについては、大阪府環境農林水産部制定の「工事施工における安全管理の手引」により実施するものとする。
4. 受注者は、施工に先立ち、危険性の事前評価（リスクアセスメント）を通じて、現場での各種作業における危険性を可能な限り特定し、当該リスクを低減するための措置を講じるものとし、施工計画書に「プレリスク工程表」及び「リスクマップ」を含めて提出するものとする。
5. 受注者は、発注者が開催する労働基準監督署と連携した受注者向け講習会及び現場パトロールに参加するものとする。

第 9 条 法定外の労災保険の付保

1. 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。

第 10 条 検査書類限定型工事

1. 本工事は「大阪府検査書類限定型工事試行要領」（令和 7 年 6 月）に基づく検査書類限定型工事である。
2. 検査書類限定型工事は、検査時に下記 9 書類に限定して検査を行うものである。

① 施工計画書	⑤ 出来形管理図書
② 施工体制（下請け引取検査書類を含む）	⑥ 品質管理図書
③ 工事打合せ簿	⑦ 安全管理図書
④ 品質規格証明資料（注 1）	⑧ 工事写真⑨ 廃棄物管理票報告書

注 1：工事に使用した材料の品質を証明（試験成績表、性能試験結果、ミルシートなど）。

第 2 章 材 料

第 1 1 条 使用材料

1. 材料の品質規格は、共通仕様書第 2 章によるものとする。なお、本工事に使用する主要材料は、次のとおりである。

品 名	規 格	品 種	備 考
セ メ ン ト	JIS R 5211	高炉セメント B 種	
コンクリート	JIS A 5308	レディミクストコンクリート	普通 18- 8-20-BB
石 材 エ	舗装再生便覧	再生碎石	再生クラッシャラン RC-40
差 筋	JIS G 3112	S D 3 4 5	D 1 3
ヒューム管	JIS A 5372	外圧管 1 種	φ 400
コンクリート 二次製品	JIS A 5372	U 形側溝 ベンチフリューム	450 500
目 地 板	ゴム発泡体	目 地 板 A 種	t = 10mm
止 水 板	JIS K 6773	ポリ塩化ビニル止水版	CF300

2. 上記及び共通仕様書に記載のない材料については、J I S 製品または同等品以上の材料を使用するものとする。

3. 材料の試験及び検査

材料の検査は共通仕様書第 2 - 3 条に基づき行うものとするが、監督職員の検査を必要とする材料名・検査項目及び検査項目は次のとおりである。また、品質検査については「土木工事施工管理基準」に規定する。

品 名	検査項目	検査方法	備 考
セ メ ン ト	品質規格	品質成績書	
レディミクスト コンクリート	〃	〃	
石 材 類	〃	試験成績書	
鉄 筋	〃	規格証明書	ラベル添付
コンクリート二次製品	〃	〃	ロットにより工場試験
その他、監督職員の指示による。			

第 1 2 条 アルカリ骨材反応抑制対策

1. 本工事で使用するコンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策については、別紙 1 「アルカリ骨材反応抑制対策」及び別紙 2 「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」に基づき、何れかの対策を行うものとし、その対策について監督職員に報告するものとする。
2. コンクリート二次製品については、前項で示した別紙 1 のアルカリ骨材反応抑制対策のうち、何れの対策を講じているかを監督職員に報告するものとする。

第 13 条 材料の検収及び保管

1. 使用材料は共通仕様書第 2－4 条に基づき、納入の都度、納入場所において品質規格証明書・納品書及び検査証（鉄筋のラベル、ミルシート等）を照合して規格・数量を確認するものとする。また、レディミクストコンクリートについては、運搬車単位毎に納品書を受取り、配合・仕様・発送・到着時間など必要記載事項を確認の上、問題の有無を監督職員に報告するものとする。
2. 現場で使用する資材は、直接地上に置かないようにし、また適当な覆いをし、錆や汚れが生じないようにするものとする。

第 3 章 施 工

第 1 4 条 監督職員による検査及び立会等

1. 受注者は共通仕様書第 1－2 2 条に基づき、監督職員による検査及び立会を受けなければならない。

本工事において、段階確認を要する段階及び検査項目は次のとおりとするが、監督職員の指示により、写真等の記録で検査に代えることが出来る。

番号	工 種	箇 所	項 目	頻 度
1	丁 張	測 点	基準高・幅・位置	そ の 都 度
2	掘 削	〃	〃 〃 〃	完 了 時 (基礎含む)
3	埋戻・盛土	〃	基準高・幅・締固め密度	途中・完了時
4	鉄 筋	要 点	位置・径・寸法・結束	完 了 時
5	型 枠	〃	位置・寸法・形状	完 了 時
6	レディミクスト コンクリート	〃	打設状況・養生	途中・完了時
7	コンクリート	〃	位置・基準高・寸法・形状	完 了 時
8	付帯構造物	要 点	位置・寸法・形状	完 了 時
9	仮 設 工	〃	位置・寸法・形状	そ の 都 度
その他、監督職員が必要と認めたもの。				

第 1 5 条 コンクリート工

1. コンクリートはレディミクストコンクリートを使用するものとし、次表の種類を用いるが、使用に先立ち実施配合表を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

表 示	呼び強度	スランプ	粗 骨 材 の 最 大 寸 法	使 用 箇 所
普通 18- 8-20BB	1 8 N /mm ²	8 cm	2 0 mm	均しコンクリート 無筋コンクリート

2. 本工事で使用するレディミクストコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートの場合は 5 5 % 以下、無筋（均し）コンクリートの場合は 6 0 % 以下とする。単位水量は、粗骨材の最大寸法が 2 0 mm ～ 2 5 mm の場合は 1 7 5 k g /m³ 以下、4 0 mm の場合は 1 6 5 k g /m³ 以下とする。

但し、水セメント比の上限の規定に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としない。

3. コンクリートの養生は、一般養生とし、共通仕様書に示す期間、湿潤状態を保持しなければならない。
4. コンクリートの配合は、打設方法等の都合により、便宜上の変更をしてはならない。
万一必要な時は、監督職員の承諾を得ること。
5. コンクリートの打継面は、コンクリート硬化前にワイヤーブラシ等で洗い出し、打継面処理を行い、滑動の防止と水密をはかること。

6. レディミクストコンクリートの運搬計画（運搬時間、運搬車両の積載可能量、運搬経路等）、現場における納品伝票の確認内容（到着時間の記入、コンクリートの量の搬入）、ポンプ打設計画等を検討し、施工計画書に記載すること。
7. 土曜日、日曜日、祝日のコンクリート打設は、緊急を必要とする場合を除いて、原則として行わない。やむを得ずコンクリートを打設する場合は、事前に協議し、作業内容および理由等を記載した休日（夜間）作業承諾書を提出するとともに、コンクリート打設時には、監督職員の立会を求めること。
8. コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内にピットやベッセル等を設置し、適切に処理させること。また、洗浄は現場内で行うこと。
9. コンクリートミキサー車のシュート等の洗浄水を受けた袋（洗い袋）を、車両に吊り下げたまま道路を走行することや洗浄水が入った洗い袋をドラムに移す行為は、道路交通法や労働安全衛生規則に抵触する恐れがあるため、行ってはならないこと。
10. コンクリートミキサー車に積載するレディミクストコンクリートは、過積載やコンクリートの品質確保の観点から、車両ごとに定められた積載重量の制限を超えることのないよう、十分注意すること。

第 16 条 コンクリートの強度試験

1. 受注者は、高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が 2.5 m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただし、PC は除く。）、トンネル及び高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門の施工完了時（埋戻し前）にシュミットハンマーによる強度推定調査を実施するものとする。
2. シュミットハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類は目地間、トンネルは 1 打設部分、その他の構造物は強度が同じブロックを 1 構造物単位とし、各単位につき 3 カ所の調査を実施するものとする。
3. 受注者は、調査の結果、所定の強度が得られない場合においては、その箇所の周辺において再調査を 5 カ所実施しなければならない。
4. シュミットハンマーによる強度推定調査の実施要領は監督職員が指示する。
5. 受注者は、シュミットハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により提出すること。
6. 受注者は、3. のシュミットハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは 1 カ所の強度が設計強度の 85 % を下回った場合は、その対処方法について監督職員と協議しなければならない。

第 17 条 型枠工

1. 新旧コンクリート打継ぎ時に、型枠の重ね合わせ、締め付け位置等を工夫して、コンクリート打継ぎ面の段違いや、ふくらみを防止するものとする。
2. 型枠を取り外す場合は、順序等を考慮し、構造物に影響の及ばぬように慎重に行うものとする。
3. 型枠解体後のセパレータの処置は、プラスチック、モルタル等で充填するものとする。

第 18 条 一般土工

1. 一般土工については、共通仕様書第 11-3 条及び第 11-4 条の規定による他、以下の各項による。
2. 掘削の際に過掘りとなった部分は、良質土により埋戻すものとする。
3. 構造物施工部の基盤面は、基盤面仕上げを行なわなければならない。
4. 切土法面及び盛土法面については、機械または人力により仕上げを行なわなければならない。

第 19 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2. 落札者は、建設リサイクル法第 12 条に基づき、契約締結を行う前に、監督職員が指示する様式により「説明書」を提出し、その内容を説明しなければならない。なお、再資源化の施設が他府県の場合は、知事等の発行する産業廃棄物処理業の許可証の写しを説明書に添付すること。
3. 落札者は、建設リサイクル法第 13 条に基づく分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用（以下、分別解体等の方法等」という。）を契約書に記載するために、落札決定後に発注者と協議を行い、契約書作成までに監督職員が指示する様式により提出すること。
4. 本工事における特定建設資材の分別解体等については、以下の条件を設定している。
また、設計変更は現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項について対象とする。

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎 ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造 ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注）分別解体の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

5. 契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合

でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議をするものとする。

6. 受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に提出するものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用
- ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書

7. 受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結した場合は、下請負者へ告げた告知書の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

第20条 建設副産物等

1. 本工事の施工により発生する建設副産物については、関係法令に基づき再生資源化施設等に適正に搬出するものとする。

建設副産物	事業者名	場 所	運搬距離	備考
コンクリート塊	協同組合大阪南部リサイクルセンター	富田林市喜志 2645-4	5.7km	
建設発生木材	南河内環境事業組合	富田林市大字甘南備 2345	11.1 km	

残塊の性状等の理由により上記施設へ搬出不可能な場合は、監督職員の指示を受けること。

なお、再資源化等をする施設の名称及び所在地は、積算に用いた施設を参考に例示したものであり、受注者に搬出先を指定したものではない。

また、受注者の都合により変更する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、処分費が前設計と比較して減額になる場合は設計変更の対象とする。ただし、増額になる場合は設計変更の対象にしない。

2. コンクリート塊・アスファルト塊等は産業廃棄物であり、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理許可業者の施設に処理し、その処理責任は元請業者にある。

3. 残土・残塊等の処分に当たっては、事前に搬出先の受け入れ承諾書・経路図・産業廃棄物処理許可書等を記載した処分計画書を作成し提出すること。

また、これらの処理及び運搬を他人に委託する場合は、処理及び運搬業の許可を有する者に限る。

4. 残塊等の搬出に当たっては、搬出先で受け入れ可能なように土砂・ゴミ・鉄筋等の混入を避けること。

5. 搬出する無筋コンクリート塊の密度は 23 kN/m^3 、鉄筋コンクリート塊の密度は 24.5 kN/m^3 、アスファルト塊の密度は 23 kN/m^3 、建設発生木材の密度は 5 kN/m^3 とする。

第4章 施工管理

第21条 管理基準

1. 本工事の施工管理は、大阪府環境農林水産部制定の「土木工事施工管理基準」により行う。

第22条 管理資料の提出

1. 上記施工管理の結果、下記の資料を提出する。
 - 1) 直接測定による出来形管理資料
 - 2) 撮影記録による出来形管理資料
 - 3) 品質管理資料

第23条 直接測定による出来形管理資料

1. 管理方式は、別途定めのある場合を除き出来形管理図表によるものとする。また、構造物で箇所単位のもの、構造図に朱記してもよい。詳細については、「土木工事施工管理基準 別表第1 直接測定による出来形管理」を参照のこと。
2. 測定工種、規格値、測定基準は上記別表第1による。

第24条 撮影記録による出来形管理資料

1. 施工前の現況、工事完成後及び工事完成後外部から確認できない箇所、及び施工経過の写真（カラー撮影）を工程順に撮影し、アルバムにまとめて原本とともに提出する。
2. 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、CD-ROMとし、記録映像ファイル形式はJPEG形式とする。これ以外については監督職員の承諾を得るものとする。また、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付するものとする。
3. 撮影内容は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に準じて行う。

第25条 品質管理資料

1. 品質規格及び品質管理は、「土木工事施工管理基準 別表第3 品質管理」による。

第5章 その他

第26条 提出関係

1. 別添3の主要提出書類一覧表に記載の書類等を遅滞なく提出する。

アルカリ骨材反応抑制対策

1 適用範囲

大阪府環境農林水産部が建設する構造物に使用されるコンクリート及びコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくても良いものは除く。

2 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中の何れかひとつについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS-R-5211 高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]、あるいはJIS-R-5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）注）の結果で、無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水又は潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策ととったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を講ずることが望ましい。

注）試験方法は、JIS-A-1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS-A-5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS-A-1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）又はJIS-A-5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

アルカリ骨材反応抑制対策実施要領

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現場における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めそれを指定する。なお、2.1、2.2を優先する。

2 検査・確認の方法

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち、直近6ヶ月の最大の値 (Na_2O 換算値%) $\div 100 \times$ 単位セメント量 (配合表に示された値 kg/m^3) $+ 0.53 \times$ (骨材中の NaCl %) $\div 100 \times$ (当該単位骨材量 kg/m^3) $+ \text{混和剤中のアルカリ量}$ kg/m^3 が $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆材等使用量の多い混和剤を用いる場合は、上式を用いて計算すれば良い。なお、AE剤・AE減水剤のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量 $\times$ 単位セメント量が $2.5\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを確かめれば良いものとする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種（スラグ混合比40%以上）またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種（フライアッシュ混合比15%以上）またはC種であること試験成績表で確認する。

また、混和剤をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

JIS-A-1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）又は JIS-A-5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関（注）で行い、試験に用いる骨材の採取には受注者

が立ち会うことを原則とする。

また、JIS-A-1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）又は JIS-A-5308（レディミクストコンクリート）の付属書 8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認すると共に、信頼できる試験機関（注）において、JIS-A-1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。

なお、二次製品で既に製造されたものについては、受注者が立ち会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行った確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材及び石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

（注）公的試験またはこれに準じる機関（大学・都道府県の試験機関・公益法人である民間試験機関・その他信頼に値する民間試験機関をいう）。人工骨材については製造工場の試験成績表で良い。

3 外部からのアルカリの影響について

2.1 及び 2.2 の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記の全てに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

- 1）既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合。
- 2）2.1、2.2 の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合。
- 3）橋桁等、被害をうけると重大な影響を受ける場合。

【別紙 3】

主要提出書類一覧表

1	名 称	部数	提出期日	備考
2	着 工 届	1	着工の日	
3	工 程 表	1	契約後 14 日以内	
4	現 場 代 理 人 等 通 知 書	2	契約後遅滞なく	
5	現 場 代 理 人 等 経 歴 書	2	契約後遅滞なく	
6	外 注 計 画 書	1	契約後遅滞なく	
7	施 工 体 制 台 帳	1	施行日の 1 週間前まで	
8	施 工 計 画 書	2	〃	
9	承 諾 書	2	〃	
10	工 事 打 合 せ 簿	1	その都度	
11	工 事 月 報	1	各翌月 5 日まで	
12	工事写真（CD-R データ含む）	1	完成まで	
13	材 料 納 品 伝 票	1	〃	
14	材 料 確 認 書	1	〃	
15	下 請 負（委任）通知書	1	下請負契約後、遅滞なく	
16	下 請 指 導 責 任 者 届	1	〃	
17	暴力団員等でない誓約書	1	〃	下請契約をした場合下請分
18	完 成 通 知 書	1	工事完了日	※但し、中間（随時）検査が伴うものについては、設計値と対比した図書を提出（様式問わず）
19	段 階 確 認	1	検査まで	
20	出 来 形 管 理 関 係 図 書	1	〃	
21	品 質 管 理 関 係 図 書	1	〃	
22	産 業 廃 棄 物 関 係	1	〃	マニフェスト
23	引 渡 書	1	検査合格後	
24	請求書及び債権者申請書	1	請求しようとする日	

<その他>				
a	労 災 保 険 成 立 証 明 書	1	契約後遅滞なく	
b	建 設 業 退 職 金 共 済 金 証 明 書	1	〃	
c	そ の 他		協議による	

※その他項目や様式については、大阪府都市整備部制定「土木請負工事必携」に準ずる。